

令和4年 教育委員会

第10回 定例会 議事日程

令和4年6月14日（火）

第1 議案

【子ども総務課】

(1) 議案第18号「教育事務に関する議案の意見聴取」

【指導課】

(1) 議案第19号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

第2 報告

【子育て推進課】

(1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

第3 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（6月20日号）

(3) マスクの着用の考え方について

議案第18号

教育事務に関する議案の意見聴取について

令和4年6月7日付4千政総務収第63号で照会のあった標記の件について、
下記のとおり回答する。

記

以下の議案に対する教育委員会の意見

特になし

- 1 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

4 千政総務収第 63 号
令和 4 年 6 月 7 日

千代田区教育委員会 御中

千代田区長
樋口 高 顕
(公印省略)

教育事務に関する議案に係る意見聴取について

令和 4 年第 2 回千代田区議会定例会に下記の議案を提出するに当たり、別紙案のとおり作成いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

議案名

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年千代田区条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 3 項中「6,400 円」を「1 万 6,000 円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 17 条第 3 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

（教員特殊業務手当の内払）

- 3 改正後の条例第 17 条第 3 項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

議案第19号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年千代田区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>附 則 第1条～第7条（現行に同じ） （<u>令和4年度</u>における夏季休暇の特例） 第8条 <u>令和4年9月30日までの間に任用された幼稚園教育職員に係る令和4年度における第27条第1項の規定の適用については、同項中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「7月1日から10月31日まで」とする。</u></p>	<p>附 則 第1条～第7条（略） （<u>令和2年度</u>における夏季休暇の特例） 第8条 <u>令和2年9月30日までの間に任用された幼稚園教育職員に係る令和2年度における第27条第1項の規定の適用については、同項中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「7月1日から11月30日まで」とする。</u> <u>（令和3年度における夏季休暇の特例）</u> 第9条 <u>令和3年9月30日までの間に任用された幼稚園教育職員に係る令和3年度における第27条第1項の規定の適用については、同項中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「7月1日から11月30日まで」とする。</u></p>
<p>備 考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正趣旨

令和4年度における区長部局職員の夏季休暇については、新型コロナウイルス感染拡大等への対応のため、所定の期間内に取得が困難な場合も想定されることから、特例として承認期間（取得可能期間）を延長することとなった。

区長部局職員との均衡を図るため、幼稚園教育職員についても令和4年度における夏季休暇の承認期間（取得可能期間）を延長する。

2 改正内容

夏季休暇の承認期間（取得可能期間）の延長

令和4年度に限り、承認期間（取得可能期間）を「7月1日から10月31日まで」とする。

【参考】

夏季休暇期間（本則）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
7月1日 ～9月30日まで	7月1日 ～11月30日まで	7月1日 ～11月30日まで	7月1日 ～10月31日まで
	【延長理由】 コロナウイルス感染症 オリンピック パラリンピック	【延長理由】 コロナウイルス感染症 オリンピック パラリンピック	【延長理由】 コロナウイルス感染症

※上記の期間内に、年次有給休暇とは別に5日間の取得が認められている。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金として、児童一人当たり一律5万円を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

1 支給対象

(1) ひとり親の子育て世帯 対象者 約400人

①令和4年4月分児童扶養手当受給者

②公的年金受給による児童扶養手当不受給の世帯（公的年金受給者）

③感染症の影響により家計が急変した世帯（家計急変者）

(2) その他の子育て世帯 対象者 約825人

令和4年4月分児童手当又は特別児童扶養手当の受給者や高校生相当の児童のみを養育する世帯で下記の者

① 令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

② 令和4年1月以降に家計が急変した世帯

2 支給方法

(1) ひとり親の子育て世帯のうち、令和4年4月分児童扶養手当受給者と、その他の子育て世帯のうち、令和4年度住民税均等割が非課税の世帯の方は、手当登録済みの口座に自動的に振込（申請不要）。

(2) 上記以外の者については申請をし、給付決定後に口座振込

3 予定経費

約69,602,000円（全額国庫負担：10/10）

<内訳>

【ひとり親子育て世帯分】	給付費	20,000,000円	事務費	2,000,000円
【その他子育て世帯分】	給付費	41,250,000円	事務費	6,352,000円

4 事業スケジュール

(1) ひとり親子育て世帯分

①申請不要の方（児童扶養手当受給者）：6月30日（木）に支給予定

②その他の方（申請必要）：6月20日（月）～令和5年2月28日（火）までに申請、支給

(2) その他子育て世帯分

①申請不要の方（児童扶養手当受給者）：7月末に支給予定

②その他の者（申請必要）：7月12日（火）～令和5年2月28日（火）までに申請、支給

5 周知

6月10日以降に事業の概要を区のホームページに掲載し、追って6月20日号、7月20日号広報紙に掲載し周知する。

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和4年6月14日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
6	14	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
6	15	水				
6	16	木				
6	17	金				
6	18	土				
6	19	日				
6	20	月	10:00~	指導課訪問—昌平小学校 延期	昌平小学校	
6	21	火				
6	22	水	12:45~ 受付開始	保幼小合同研修会【麴町地区】 ◎	九段小学校・幼稚園	教育委員出席
6	23	木				
6	24	金				
6	25	土				
6	26	日				
6	27	月				
6	28	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
6	29	水				
6	30	木				
7	1	金				
7	2	土				
7	3	日				
7	4	月				

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
7	5	火				
7	6	水				
7	7	木	13:25~	音楽鑑賞教室	東京芸術劇場	
7	8	金				
7	9	土		学校説明会①	九段中等教育学校	
7	10	日				
7	11	月	10:00~	指導課訪問 いずみこども園	いずみこども園	
7	12	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
7	13	水				
7	14	木				
7	15	金	10:00~	指導課訪問 お茶の水幼稚園	お茶の水幼稚園	
7	16	土				
7	17	日				
7	18	月				
7	19	火				
7	20	水				
7	21	木				
7	22	金				
7	23	土				
7	24	日				
7	25	月				

「広報千代田」
6月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 17件

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき 開催日・ 開催期間	会場 住所は区立施設以外のみ記入	主催者
					区以外が主催のとき
1	子育て推進課	次世代育成手当の拡充			
2	子育て推進課	子育て世帯生活支援特別給付金の支給			
3	児童・家庭支援センター	「親と子の絆プログラム」ベビママの会 ～お母さんは赤ちゃんの安全基地～	Baby（赤ちゃん）とMama（お母さん）のための、おしゃべりしながら子育てについて楽しく学べる交流会 7月13日（水）、20日（水） 10時～12時	西神田児童センター	
4	学務課	区立中学校の学校選択	学校選択申請書の郵送のお知らせ。		
5	生涯学習・スポーツ課	教養講座「ミス・サイゴン」	①ミュージカルの楽しみ方、帝国劇場の魅力を出演者の目線でレクチャー ②『ミス・サイゴン』を観劇 ①8月6日（土） 14時～16時 ②8月15日（月） 13時～15時45分 （予定）	①九段生涯学習館 ②帝国劇場（丸の内3-1-1）	九段生涯学習館
6	生涯学習・スポーツ課	ジュニアカレッジ「ドッキー」	在住在学、在勤者を対象とした、考古学スイーツ『ドッキー』を作る 8月7日（日） ①10時～12時 ②14時～16時	スポーツセンター	九段生涯学習館
7	生涯学習・スポーツ課	すぼすたスタディプログラム7月	すぼすた会員でない方も参加できる講座を開催する 「蚊取線香」 2種類の型の蚊取線香を天然香料で作る 7月14日（木） 18時30分～20時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
8	生涯学習・スポーツ課	ジュニアテニス講習会	区内在学の小学4年生～6年生を対象としたテニス講習会 7月21日（木）～27日（水） （全5回）8時～9時30分	外濠公園総合グラウンド	千代田区体育協会
9	生涯学習・スポーツ課	たのしくフラダンス	15歳以上の方（中学生を除く）を対象としたフラダンス教室 8月14日～10月2日の毎週日曜（全8回）13時30分～14時30分	スポーツセンター	スポーツセンター

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき 開催日・ 開催期間	会場 住所は区立施設以外のみ記入	主催者
					区以外が主催のとき
10	生涯学習・スポーツ課 卓球教室4期	15歳以上の方(中学生除く)を対象とした卓球教室	8月29日～10月3日の毎週月曜(9/19を除く全5回) 入門・初心者クラス=10時～12時 中級者クラス=13時～15時	スポーツセンター	スポーツセンター
11	生涯学習・スポーツ課 区民スポーツ大会 「第33回ボウリング大会」	区内在住者を対象にボウリング大会を開催する。	7月24日(日)10時～	東京ドームボウリングセンター(文京区後楽1-3-61)	
12	生涯学習・スポーツ課 共立女子大学・共立女子短期大学公開講座2022	生涯学習にかかる公開講座(3講座)をオンラインで開催	①7月4日(月)～8月3日(水) ②9月12日(月)～10月11日(火) ③9月26日(月)～10月25日(火)		共立女子大学・共立女子短期大学
13	生涯学習・スポーツ課 第13期生涯学習推進委員会議概要	第13期生涯学習推進委員会議より報告書が提出された事の周知			第13期千代田区生涯学習推進委員会議
14	文化振興課 文化芸術の秋フェスティバル出演募集	文化芸術の秋フェスティバルの出演団体・作品出品者を募集する。	コーラス:6月17日～7月8日 オーケストラ・芸能のつどい:6月17日～7月8日 作品展:6月17日～8月31日		
15	文化振興課 千代田図書館おはなし会	毎月開催している千代田図書館のおはなし会。	7月10日11時～	千代田図書館子ども室(区役所10階)	千代田図書館
16	文化振興課 千代田区民講座 「今こそ二宮金次郎の報徳仕法を」	二宮金次郎が荒地を蘇らせて復興に導いた“仕法”について学ぶ講座	7月9日(土)	日比谷図書文化館(日比谷公園1-4)	日比谷図書文化館
17	文化振興課 千代田区夏休み伝統文化親子教室	能楽や茶道の体験(全11回)	7月24日～8月28日	借香苑	伝統の橋がかり



屋外・屋内でのマスク着用について

- マスク着用は従来同様、基本的な感染防止対策として重要です。
一人ひとりの行動が、大切な人と私たちの日常を守ることに繋がります。
- 屋外では、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合や、距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**
- 屋内では、人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**



【屋外】

距離が確保できる

距離が確保できない

マスク必要なし

マスク着用推奨

会話を
する



マスク必要なし

マスク必要なし

会話を
ほとんど
行わない



公園での散歩やランニング、サイクリングなど

徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面

【屋内】

距離が確保できる

距離が確保できない

マスク着用推奨

マスク着用推奨

会話を
する



会話を
ほとんど
行わない

マスク必要なし

マスク着用推奨



通勤ラッシュ時や人混みの中
ではマスクを着用しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、**マスクを着用しましょう。**
体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。



夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。

マスクに
関するQ&A



子どものマスク着用について



人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合
においては、マスクを着用する必要はありません。
また、就学前のお子さんについては、
マスク着用を一律には求めていません。



就学児について

（小学校から高校段階）

マスク着用の必要がない場面

屋外

- ・人との距離が確保できる場合
 - ・人との距離が確保できなくても、
会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞離れて行う運動や移動、
鬼ごっこなど密にならない外遊び
＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

屋内

- ・人との距離が確保でき、
会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習



学校生活

屋外の運動場に限らず、

プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際

※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう

※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

保育所・認定こども園・幼稚園等の 就学前児について

2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども

他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めて
いません。マスクを着用する場合は、保護者や周りの
大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。



気をつける
ポイント

▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、
マスクを外すことを推奨します。

▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、
「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。

※その他地域の状況に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。



マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

- アドバイザリーボードで示された専門家の考え方（5/19）も踏まえ、以下のように対応する。
 - **基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しない**
 - **身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化**
 - **就学前の児童（2歳以上）のマスク着用について、オミクロン株対策以前の取扱いに戻す**
- 引き続き、マスク着用を含めた基本的な感染対策（手指衛生や換気など）を徹底していただくとともに、こうしたマスク着用に関する考え方は、**リーフレット等を作成し、丁寧に周知・広報**を行う。

1. マスク着用の考え方

	身体的距離(※)が確保できる ※ 2 m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋内(注)	屋外	屋内(注)	屋外
会話を行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可)	着用の必要はない 事例①	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない	着用を推奨する 事例③	着用の必要はない 事例②

(注) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。

※お年寄りと会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

事例①

- ・ランニングなど離れて行う運動
- ・鬼ごっこなど密にならない外遊び

事例②

- ・徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合

事例③

- ・通勤電車の中

2. 小学校就学前の児童のマスク着用について

- **2歳未満（乳幼児）**は、引き続き、**マスク着用は奨めない**。
- **2歳以上**は、以下のとおり、オミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻す。

「保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、**マスク着用を一律には求めない**。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる」

(注) 2歳以上については、本年2月の基本的対処方針の改訂時に、オミクロン株の特徴を踏まえた対応とし「保育所等では、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、**可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める**」としていた。